

公安委員会説明資料

令和7年5月28日

警務部警務課

**新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例  
及び新潟県警察署協議会条例の一部改正について**

項 目	内 容	
改 正 の 理 由	新潟警察署と新潟中央警察署を統合し、新潟中央警察署とするため。	
改 正 す る 条 例	1 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 2 新潟県警察署協議会条例	
改 正 の 概 要	1 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 ○ 新潟警察署と新潟中央警察署を統合し、「新潟中央警察署」とする。 ○ 新潟中央警察署の管轄区域を新潟市中央区とする。	
	<b>【改正前】</b>	
	新潟県新潟警察署 管轄：新潟市中央区（新潟中央警察署の管轄する区域を除く。）	統合のため削除
	新潟県新潟中央警察署 管轄：新潟市中央区（信濃川左岸の区域に限る。）	新潟県新潟中央警察署 管轄：新潟市中央区
	<b>【改正後】</b>	
	2 新潟県警察署協議会条例 ○ 新潟警察署と新潟中央警察署の警察署協議会を統合し、新潟中央警察署協議会とする。	
	<b>【改正前】</b>	
新潟県新潟警察署 名称：新潟警察署協議会	統合のため削除	
新潟県新潟中央警察署 名称：新潟中央警察署協議会	新潟県新潟中央警察署 名称：新潟中央警察署協議会	
3 条例上の所属順 別添のとおり		
条 例 施 行 日	令和8年4月1日（水）	
そ の 他	1 令和7年6月県議会定例会へ上程予定 2 統合に伴い必要な規則等の改正については令和8年3月までに現新潟中央署庁舎を活用した本部分庁舎の設置とともに一括実施	

## 条例上の所属順

現行の所属順	統合後の所属順
新潟県新潟警察署	新潟県新潟中央警察署
新潟県新潟中央警察署	新潟県新潟東警察署
新潟県新潟東警察署	新潟県新潟西警察署
新潟県新潟西警察署	新潟県江南警察署
新潟県江南警察署	新潟県新潟北警察署
新潟県新潟北警察署	新潟県秋葉警察署
新潟県秋葉警察署	新潟県新潟南警察署
新潟県新潟南警察署	新潟県西蒲警察署
新潟県西蒲警察署	新潟県村上警察署
新潟県村上警察署	新潟県新発田警察署
新潟県新発田警察署	新潟県阿賀野警察署
新潟県阿賀野警察署	新潟県津川警察署
新潟県津川警察署	新潟県五泉警察署
新潟県五泉警察署	新潟県燕警察署
新潟県燕警察署	新潟県三条警察署
新潟県三条警察署	新潟県加茂警察署
新潟県加茂警察署	新潟県長岡警察署
新潟県長岡警察署	新潟県見附警察署
新潟県見附警察署	新潟県与板警察署
新潟県与板警察署	新潟県小千谷警察署
新潟県小千谷警察署	新潟県小出警察署
新潟県小出警察署	新潟県十日町警察署
新潟県十日町警察署	新潟県南魚沼警察署
新潟県南魚沼警察署	新潟県柏崎警察署
新潟県柏崎警察署	新潟県上越警察署
新潟県上越警察署	新潟県妙高警察署
新潟県妙高警察署	新潟県糸魚川警察署
新潟県糸魚川警察署	新潟県佐渡警察署
新潟県佐渡警察署	



変更のある署

公安委員会説明資料
令和7年5月28日
警務部留置管理課

### 令和7年度の留置施設実地監査計画について

項目	内容																		
目的	留置施設を視察し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の適正な施行を期するために必要な指導を行うことを目的とする。																		
根拠	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条 留置施設の実地監査に関する規則（新潟県公安委員会規則）																		
監査官	警務部長又は警務部留置管理課長																		
監査項目	1 留置施設の管理運営に関すること 2 被留置者の処遇に関すること 3 前年度指摘事項等の改善状況																		
時期	令和7年6月から11月までの間																		
方法	施設及び簿冊等の点検並びに関係職員への応問による																		
対象署	<p>20署（常設署15、非常設署5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>実施数</th> <th>実施署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>4回</td> <td>秋葉署、村上署、新発田署、柏崎署</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>4回</td> <td>新潟署、燕署、小出署、南魚沼署</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4回</td> <td>新潟東署、江南署、与板署、佐渡署</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>4回</td> <td>新潟北署、津川署、三条署、長岡署</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>4回</td> <td>新潟西署、西蒲署、上越署、妙高署</td> </tr> </tbody> </table> <p>※閉場署にあつては実地監査の対象外</p>	実施月	実施数	実施署	6月	4回	秋葉署、村上署、新発田署、柏崎署	7月	4回	新潟署、燕署、小出署、南魚沼署	9月	4回	新潟東署、江南署、与板署、佐渡署	10月	4回	新潟北署、津川署、三条署、長岡署	11月	4回	新潟西署、西蒲署、上越署、妙高署
実施月	実施数	実施署																	
6月	4回	秋葉署、村上署、新発田署、柏崎署																	
7月	4回	新潟署、燕署、小出署、南魚沼署																	
9月	4回	新潟東署、江南署、与板署、佐渡署																	
10月	4回	新潟北署、津川署、三条署、長岡署																	
11月	4回	新潟西署、西蒲署、上越署、妙高署																	
結果報告等	署長に結果を通知するほか、全対象署の結果をとりまとめて、公安委員会に報告する。																		

公安委員会説明資料

令和7年5月28日

警務部 装備施設課

「新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例」及び  
「新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例」  
の一部改正について

項 目	内 容
改 正 理 由	令和7年4月1日付、警察庁において改正された「警察法施行令の一部を改正する政令」及び「警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則」の施行に伴い、本県の関係条例を改正するもの。
改 正 内 容	上記改正により、スカートが廃止されたため、「新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例」第2条第3項から「夏服スカート」を削除し、「新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例」第2条第3項から「夏服スカート」を削除し、「夏服ズボン」に改正する。
条 例 案	別添のとおり
施 行 期 日	令和7年7月中旬（公布日施行）
そ の 他	6月県議会に条例の改正案を提出する

第 号議案

新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日 提出

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例  
(新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例の一部改正)

第 1 条 新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例（昭和29年新潟県条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(支給品の品目、員数及び使用期間) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 警察官に任命後、初めて支給品を支給する場合には、第 1 項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては 2 着、夏服上衣については 4 着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては 3 着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては 2 個とする。 4・5 (略)	(支給品の品目、員数及び使用期間) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 警察官に任命後、初めて支給品を支給する場合には、第 1 項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては 2 着、夏服上衣については 4 着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては 3 着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては 2 個とする。 4・5 (略)

(新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部改正)

第 2 条 新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例（昭和45年新潟県条例第59号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(支給品)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交通巡視員に採用後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。</p>	<p>(支給品)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交通巡視員に採用後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服スカートについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 令和7年4月末の犯罪情勢について

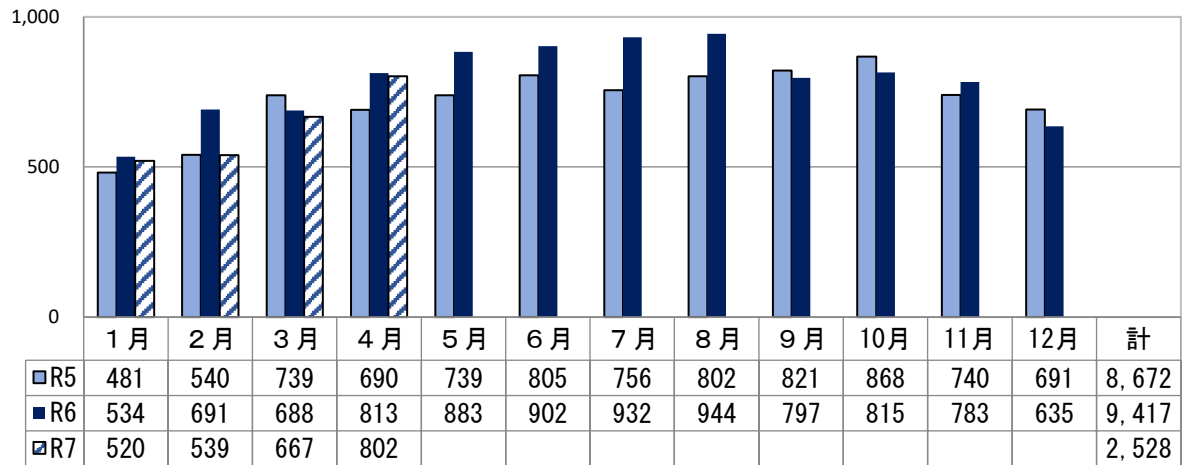
※（ ）内は前年同期比、数値は暫定値

### 1 刑法犯の概況

#### (1) 認知状況

- 全刑法犯の認知件数は 2,528 件 ( -198 件、 -7.3 %)
- 重要犯罪の認知件数は 46 件 ( -2 件、 -4.2 %)
- 窃盗総数の認知件数は 1,574 件 ( -202 件、 -11.4 %)

認知件数の推移（月別）



#### (2) 検挙状況

- 検挙件数は 1,793 件 ( -11 件、 -0.6 %)
- 検挙人員は 995 人 ( +4 人、 +0.4 %)
- 検挙率は 70.9 % ( +4.7 ポイント)

### 2 罪種別状況

	認知件数		検挙件数		検挙率		検挙人員	
	令和7年 4月末	前年 同期比	令和7年 4月末	前年 同期比	令和7年 4月末	前年 同期比	令和7年 4月末	前年 同期比
<b>全刑法犯</b>	<b>2,528</b>	<b>-198</b>	<b>1,793</b>	<b>-11</b>	<b>70.9</b>	<b>+4.7</b>	<b>995</b>	<b>+4</b>
<b>重要犯罪</b>	<b>46</b>	<b>-2</b>	<b>48</b>	<b>+1</b>	<b>104.3</b>	<b>+6.4</b>	<b>39</b>	<b>+4</b>
殺人	7	+7	9	+9	128.6	+128.6	5	+4
強盗	5	+2	6	+3	120.0	+20.0	7	+5
放火	2	-2	3	-2	150.0	+25.0	4	+1
不同意性交等	11	-7	8	-10	72.7	-27.3	10	-3
略取誘拐・人身売買	3	±0	2	-2	66.7	-66.6	1	-2
不同意わいせつ	18	-2	20	+3	111.1	+26.1	12	-1
<b>窃盗総数</b>	<b>1,574</b>	<b>-202</b>	<b>1,217</b>	<b>+74</b>	<b>77.3</b>	<b>+12.9</b>	<b>532</b>	<b>+74</b>
重要窃盗	190	-165	235	-64	123.7	+39.5	37	±0
侵入盗 ※	186	-153	228	-61	122.6	+37.3	32	-2
自動車盗	4	-11	4	-5	100.0	+40.0	2	±0
ひったくり	0	-1	0	±0	0.0	±0.0	0	±0
すり	0	±0	3	+2	0.0	±0.0	3	+2
上記以外の刑法犯	908	+6	528	-86	58.1	-10.0	424	-78

※侵入盗とは、空き巣、忍込み、事務所荒しなどをいう

### 3 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の概況

#### (1) 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は、85件(+32件、+60.4%)
- 被害総額は、3億9,147万円(+1億6,854万円、+75.6%)
- 当初の接触ツールは、電話41件【48.2%】、メール・メッセージ32件【37.7%】  
ポップアップ表示9件【10.6%】、その他3件【3.5%】
- 交付形態は、振込62件【72.9%】、現金手交4件【4.7%】、現金送付4件【4.7%】  
電子マネー12件【14.1%】、キャッシュカード手交2件【2.4%】、その他1件【1.2%】

#### (2) SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況

- 認知件数は、43件(-4件、-8.5%)
- 被害総額は、3億5,600万円(-2億3,548万円、-39.8%)
- 当初の接触手段は、ダイレクトメッセージ34件【79.1%】、バナー等広告7件【16.3%】  
投稿2件【4.6%】
- 交付形態は、振込31件【72.1%】、暗号資産11件【25.6%】、電子マネー1件【2.3%】

区 分	令和7年(4月末)		令和6年(4月末)		増減	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
<b>特殊詐欺</b>	85	39,147	53	22,293	+32	+16,854
オレオレ詐欺	32	33,299	10	2,315	+22	+30,984
預貯金詐欺	1	368	1	0	±0	+368
架空料金請求詐欺	43	3,810	19	16,990	+24	-13,180
還付金詐欺	6	573	14	1,662	-8	-1,089
融資保証金詐欺	0	0	0	0	±0	±0
金融商品・ギャンブル 交際あっせん・その他	3	1,097	5	336	-2	+761
キャッシュカード詐欺盗	0	0	4	990	-4	-990
<b>SNS型投資・ロマンス詐欺</b>	43	35,600	47	59,148	-4	-23,548
SNS型投資詐欺	16	21,873	29	30,364	-13	-8,491
SNS型ロマンス詐欺	27	13,727	18	28,784	+9	-15,057

(被害額の単位：万円)

#### (3) 検挙件数・人員等

- 特殊詐欺の検挙件数は、19件(+5件、+35.7%)
- 特殊詐欺の検挙人員は、9人(+2人、+28.6%)
- SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数は、3件(+3件)
- SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙人員は、3人(+3人)

区 分	件 数			人 員		
	令和7年 (4月末)	令和6年 (4月末)	増減	令和7年 (4月末)	令和6年 (4月末)	増減
<b>特殊詐欺本犯</b>	19	14	+5	9	7	+2
オレオレ詐欺	14	5	+9	9	5	+4
預貯金詐欺	2	0	+2	0	1	-1
架空料金請求詐欺	1	4	-3	0	1	-1
還付金詐欺	0	5	-5	0	0	±0
融資保証金詐欺	1	0	+1	0	0	±0
金融商品・ギャンブル・交際あっせん・その他	0	0	±0	0	0	±0
キャッシュカード詐欺盗	1	0	+1	0	0	±0
<b>SNS型投資・ロマンス詐欺</b>	3	0	+3	3	0	+3
SNS型投資詐欺	2	0	+2	2	0	+2
SNS型ロマンス詐欺	1	0	+1	1	0	+1
<b>助長犯罪</b>	28	21	+7	23	20	+3
口座詐欺	1	1	±0	1	1	±0
犯罪収益移転防止法	24	19	+5	22	19	+3
携帯電話不正利用防止法等、その他	0	0	±0	0	0	±0
組織的犯罪処罰法	3	1	+2	0	0	±0

#### 4 特殊詐欺等に係る被害防止の取組（令和7年4月末）

##### (1) 声掛け阻止状況

###### ア 特殊詐欺

	声掛け阻止件数		声掛け阻止金額(万円)	
		前年同期比		前年同期比
総数	57	-7	6,083	+3,310
金融機関	23	+12	5,630	+3,380
コンビニ等	27	-14	279	-81
その他	7	-5	174	+11

※ その他は、第三者の声掛けにより阻止されたもの

○ 特殊詐欺の

声掛け阻止件数は 57 件  
( -7 件、 -10.9% )

○ 特殊詐欺の

声掛け阻止金額は 6,083 万円  
( +3,310 万円、 +119.4% )

###### イ SNS型投資・ロマンス詐欺

	声掛け阻止件数		声掛け阻止金額(万円)	
		前年同期比		前年同期比
総数	14	±0	2,643	-319
金融機関	11	-2	2,632	-320
コンビニ等	2	+1	11	+1
その他	1	+1	0	±0

※ その他は、第三者の声掛けにより阻止されたもの

○ SNS型投資・ロマンス詐欺の

声掛け阻止件数は 14 件  
( ±0 件、 ±0.0% )

○ SNS型投資・ロマンス詐欺の

声掛け阻止金額は 2,643 万円  
( -319 万円、 -10.8% )

##### (2) 予兆事案に係る相談の受理状況

###### ア 特殊詐欺

○ 特殊詐欺の予兆事案に係る相談の受理件数は

1,941 件 ( +1,027 件、 +112.4% )

	欺罔手段に用いられたツール				合計 (前年同期比)
	電話 (前年同期比)	メール (前年同期比)	ハガキ・封書 (前年同期比)	その他 (前年同期比)	
総数	1,686 (+1,104)	119 (-72)	6 (-1)	130 (-4)	1,941 (+1,027)
架空料金	149 (-127)	87 (-95)	6 (-1)	118 (-15)	360 (-238)
オレオレ	1,462 (+1,321)	15 (+10)	0 (±0)	6 (+6)	1,483 (+1,337)
還付金	70 (-85)	0 (-1)	0 (±0)	0 (±0)	70 (-86)
その他の手口	5 (-5)	17 (+14)	0 (±0)	6 (+5)	28 (+14)

※ 欺罔手段に用いられたツールのその他はポップアップ・FAX送信・パソコン修理名目のサポート

※ その他の手口は預貯金・融資保証金・金融商品・ギャンブル・詐欺盗など

###### イ SNS型投資・ロマンス詐欺

○ SNS型投資・ロマンス詐欺の予兆事案に係る相談の受理件数は

SNS型投資詐欺 43 件 ( -9 件、 -17.3% )  
 SNS型ロマンス詐欺 73 件 ( +54 件、 +284.2% )  
 合計 116 件 ( +45 件、 +63.4% )

	当初接触ツール					合計 (前年同期比)
	フェイスブック (前年同期比)	LINE (前年同期比)	インスタグラム (前年同期比)	マッチングアプリ (前年同期比)	その他 (前年同期比)	
総数	24 (+16)	6 (-7)	27 (+10)	12 (+5)	47 (+21)	116 (+45)
投資	3 (-1)	4 (-8)	9 (-3)	1 (-1)	26 (+4)	43 (-9)
ロマンス	21 (+17)	2 (+1)	18 (+13)	11 (+6)	21 (+17)	73 (+54)

※ その他は、X・TicTok・メール等

##### 【被害防止対策】

- ・ 警察官をかたる特殊詐欺の抑止に向けた集中的な広報の実施 **【本部】**
- ・ 阿賀町シニア食堂と協働した被害防止広報の実施 **【津川】**
- ・ 「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」における被害防止広報 **【各署】**

公安委員会説明資料

令和7年5月28日

刑事部捜査第三課

漁師グループによる船舶を利用した金属目的の連続侵入窃盗事件被疑者の検挙について  
 (新潟県警察と新潟海上保安部による合同捜査事件)

被 疑 者	<p>A 住居 新潟市中央区          職業 漁師 男性 23 歳</p> <p>B 住居 不定          職業 無職 男性 26 歳</p> <p>C 住居 新潟市中央区          職業 漁師 男性 40 歳</p> <p>D 住居 北海道札幌市手稲区          職業 漁師 男性 44 歳</p> <p>E 住居 北海道茅部郡森町          職業 漁師 男性 48 歳</p> <p>F 住居 北海道亀田郡七飯町          職業 無職 男性 26 歳</p>
逮捕事件概要	<p>1 新潟市東区内の廃工場における侵入窃盗事件          (建造物侵入・窃盗)          令和7年4月7日午前2時42分頃、新潟市東区内に所在する廃業した工場に侵入して、防犯カメラ1台(時価約1万円相当)を盗んだ事実により同日、被疑者A・B・Cを逮捕した。</p> <p>2 三条市内の廃業スポーツ施設における侵入窃盗事件          (建造物侵入・窃盗)          令和7年3月12日午後3時30分頃から同月16日午前8時頃までの間、三条市内に所在する廃業したスポーツ施設に侵入し、銅線ケーブル合計約2,200メートル(時価合計約593万6,000円相当)を盗んだ事実により、5月17日、被疑者D・E・Fを、同月19日、A・B・Cをそれぞれ逮捕した。</p>

公安委員会説明資料

令和7年5月28日

警備部警備第二課

## 令和7年度関東管区広域緊急援助隊（警備部隊）の大隊訓練の実施について

項 目	内 容
目 的	大規模災害発生時において、迅速かつ的確な救出救助活動を行うため、各県警察の広域緊急援助隊警備部隊が大隊別に参集し、災害警備訓練を実施することにより、各部隊の練度の向上及び部隊相互の緊密な連携を図る。
日 時	令和7年5月29日（木）から30日（金）までの間
場 所	警視庁・東日本災害警備訓練施設（東京都立川市緑町 3567 番 1）
参加部隊	関東管区広域緊急援助隊警備部隊第三大隊（88人） （静岡県警察、新潟県警察、長野県警察、山梨県警察）
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5月29日（1日目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ローテーションによる基本訓練（13:30～17:50） <ul style="list-style-type: none"> <li>① ブリーチング訓練      ② 重量物排除訓練</li> <li>③ 土砂掘削訓練          ④ 自活野営訓練（18:00～）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 5月30日（2日目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択式訓練（9:00～11:00） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高所救助訓練      ② 酸欠現場訓練</li> <li>③ ショアリング訓練 ④ ブリーチング訓練</li> <li>⑤ 重量物排除訓練    ⑥ 土砂掘削訓練</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
報道発表	報道発表なし